

第六十五回国会 衆議院 地方行政委員会消防に関する小委員会会議録 第三号

昭和四十六年五月十八日(火曜日)

午前十時三十七分開議

出席小委員

小委員長 古屋 亨君

大西 正男君

中村 弘海君

安田 貴六君

中井徳次郎君

桑名 義治君

出席政府委員

消防庁長官 降矢 敬義君

消防庁次長 皆川 迫夫君

小委員外の出席者

地方行政委員長 菅 太郎君

地方行政委員 中山 正暉君

地方行政委員 村田敬次郎君

地方行政委員 山口 鶴男君

林野庁指導部長 海法 正昌君

建設省住宅局建 築指導課長 前川 喜寛君

自治省財政局交 付税課長 横手 正君

消防庁総務課長 宇土 條治君

消防庁予防課長 永瀬 章君

消防庁防災管理 官 古郡 良秀君

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

同日

五月十八日

小委員高鳥修君三月二十五日委員辞任につき、その補欠として高鳥修君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員桑名義治君三月二十六日委員辞任につき、その補欠として桑名義治君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員中井徳次郎君同月十三日委員辞任につき、その補欠として中井徳次郎君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員小澤太郎君同日小委員辞任につき、その補欠として野呂恭一君が委員長の指名で小委員に選任された。

同日
小委員野呂恭一君同日小委員辞任につき、その補欠として小澤太郎君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件
消防に関する件

○古屋小委員長 これより地方行政委員会消防に関する小委員会を開会いたします。

消防に関する件について調査を進めます。呉市における林野火災及び千葉市における田畑百貨店の火災等について、消防庁当局から説明を求めます。宇土総務課長。

○宇土説明員 お手元に差し上げております資料の中で、まず第一番目に説明をさせていただきますのは、「昭和四十四年における損害保険会社等の損益計算に関する調」でございます。

ごらんのように、損害保険会社二十社についての調べであります。正味保険料は千四百六十六億円でございました。それに対して正味保険金支払いは五百五十三億円でございました。それから査定費、代理店手数料、営業費などの正味事業費は五百八十四億円、それから責任準備金及び支払い備金は二百八億円。そのBからDまで足したものをA、つまり正味保険料から引きました残が営業勘定収支残額でございます。これが百二

十億円、こういうふうになっております。

カッコでございますが、カッコは昭和四十五年六月十五日に、これは大蔵省の指導それから損保会社等の努力の結果ということでございますが、住宅物件や工場物件にかかる料率が一五%引き下げられたことに伴うものでございまして、それを四十四年に当てはめたらどうなるかという数字がカッコの中に書いてあるわけでございまして、それから、右の都道府県有物件につきましては、分担金が四億九千万円、それからAとB、C、Dの額を引きました営業勘定収支残額は一億六千四百万円となっております。市有物件は、分担金が十億九千万円、営業勘定収支残額は一億八千二百万円。町村有物件につきましては、二十億六千万円の分担金に対して、営業勘定収支残額は四千六百万円ということになっております。

次のページをごらんいただきますと、この営業勘定収支残額に対してその他の収支残が書いてございますが、損害保険会社の場合でございますが、自動車等の損害保険営業勘定収支残額が四百億円余りあります。これはおもなものとしたしましては、自動車保険、それから傷害保険、自賠責保険等でございますが、このAとBの収支勘定を合計いたしますと、二百七十九億円の赤字になるということに相なります。それから資産収益勘定収支残、これは利息、配当金とか財産処分益等でございますが、これが四百三十二億ほどありますので、当期利益金といたしましては百五十二億九千八百万円になる、こういう計算になっております。

都道府県有物件につきましては、普通火災営業勘定収支残が一億六千四百万円あります。当期利益金は一億九千三百万円。それから市有物件は一億八千二百万円の普通火災営業勘定収支残に対して、当期利益金は六億二千百万円

である。町村有物件は四千六百万円の普通火災営業勘定収支残に対して、当期利益金は三億七百万円になる、こういう数字になっております。

○永瀬説明員 千葉市の百貨店火災につきまして概要を御説明申し上げます。

お手元にお配りしてございます資料は五月十四日現在でまとめたものでございまして、その後調査が進みますにつれて多少事情が変わっている面がございますので、それをあわせて御説明申し上げます。

火災が起きた時刻は、ここには五月十二日一時二十八分ごろと記入しておりますが、その後の状況ではもう少し早い時期であったように思われます。

覚知は一時三十三分に一九で消防署へ電話しておりますが、これをかけたのは、実は付近を通行いたしておりました、千葉港に停泊していた船員三名がおりまして、これが発見いたしました。このうち一人がかけたようでございます。地理不案内のため相当時間をかけて公衆電話を見つけて出して、やっと百貨店前の公衆電話にたどりつけてかけたものようでございます。

消防隊は一時三十五分に着いておりますが、鎮火いたしましたのは十七時三十五分でございます。火災時間が約十六時間という、非常に長い時間燃えたことに相なるわけでございます。

出火いたしました場所でございますが、これは北側の建物の外に小屋がございまして、この小屋を野球小屋と俗称しております。ダンボール等の廃品を入れておいた部屋の横のほうの野積みのところから起きたようです。この野球小屋の付近と昨日の段階では推定されまして、建物の外で火災が起きたようでございます。それからあと建物の中に火災が延焼していったのが、昨日現在の状況でございます。

出火原因については、なお調査中でございます。

す。損害は、この建物は一部八階建ての建物でございますが、これはほぼ全焼いたしております。七階、八階は火が回っておりませんが、それ以下の階が焼けておりまして、焼失面積といたしまして九千三百八十一平米という調査の結果になっております。

死者は、建物に泊っておりまして社長が一番上の屋上に通じますところではなくなられた。これ一人でございます。あとは消防職員が、消火活動中一酸化炭素中毒あるいは結膜炎、のど、その他を負傷をした者が五十六名でございます。

消防署としては、覚知後直ちに第二次出動と申します百貨店に対する出動をさせて、次のページにございますように、消防ポンプ車七台、水槽つき消防ポンプ車九台、はしごつき消防ポンプ車三台、工作車一台、救急車三台を出しました。これだけの車を直ちに出したわけでございませぬ。そのほか、習志野、市原、八千代の隣接市からの応援が参りまして、三台追加がございませぬ。

このほか消防団は、地元の分団、一台だけを出動させましたが、消防署がからになりますので、そのあとに消防団のポンプ車十一台、団員七十名を補充に出動させ、待機させたのでございます。

建物は、先ほど申しました鉄筋コンクリート八階建て、地下三階でございまして、延べ面積は一万五千平米余でございますが、この建物は増改築を非常にやって、四期にわたっての改築がなされておるものようでございます。三十六年の四月、三十八年二月、三十九年三月、四十三年十月と改築されておりますが、最後の四十三年十月の改築が一番大きくて、大体いまの建築面積の倍以上の増築をこの際やっております。

出火の状況でございますが、これは前日の夜おそく工事をいたしておりますけれども、この工事は午前零時ごろまで地下一階で、それから地上一階で十一時十分ごろまで工事をいたしております。しかし、勤務をいたしておりますガードマン

ンがこの安全を確かめておりますので、この部分ではなさそうでございます。それからこのガードマンが一時ごろ地下三階の警備室まで戻っております。

この発見の状況と火の回りの状況でございますが、発見は、ガードマンが火災感知器を見て火災に気づいてはいないようでございます。屋外で燃えておりました火、これを通行人が見つけて、消火活動と通報しようとして努力しているところを、隣生命保険会社の宿直員の奥さんが気がついて御主人を起こした。それらが地下の警備員を呼んでいる間に何とか小さく外の火はなつたようですが、地下の警備員が上ってきたときにはもう煙が一階には充満していたようです。こういうことで非常に発見が、建物の中への延焼の状況の確認がおくれたということがあるようでございませぬ。この理由といたしますと、もと玄關にいたしております出入り口のシャッターの外に可燃物がたくさん積んであって、それが燃えたものだから、その裏のシャッターを越えて建物の中に入つて、しかも天井裏に火が回つていったというのが実情のようでございます。そのために建物の中で発見がおくれたようでございます。

なお、消防活動につきましては、屋外での発見でございますので、屋内の火災の状況が当初はよくわからなかつた。自後非常な濃煙と熱気とで中への進入が非常にむずかしいために、外から注水をしたためにかなりの時間を要したということが、この火災の特徴のようでございます。

なお、スプリンクラー設備が一部ついておりまして、これは四期工事の部分だけでございませぬが、それが古い部分にもつけるべきことになつていたので、まだ計画中であつて、実際の工事にまでは至っておりませぬ。この点は消防機関は再三口頭で注意を喚起してきていたようでございます。

以上が、簡単にございますが、この火災の概況でございます。

○古屋小委員長 古郡調査官。

○古郡説明員 たいだいま説明いたしました前に資料がございませぬが、呉市山林火災の概要につきまして御説明申し上げたいと思ひます。

去る四月二十七日十一時十分ごろ、呉市の広町町田間の口大張矢山山林、門の口水路災害復旧工事現場付近より出火いたしました。死者十八人と、多くの犠牲者を出した火災でございます。当日の気象条件は、十一時十分ごろでございますが、晴天で東南東の風、五・八メートルでございます。しかし、最大瞬間風速といたしましては十一・四メートルが記録されております。また現場付近では約十五メートルくらいの風もあつただらうというように推定されております。湿度は約一九％ということでございます。非常に乾燥している状況でございます。こういう状況でございまして、四月二十五日の十三時四十五分火災警報が発令されておりますが、当日も引き続き発令されておりました。

出火原因といたしましては、水路災害復旧工事現場付近におきまして、たまたま屋敷用の湯わかしをしておりまして、近くのがけの枯れ草にこのとき火が移りまして、さらに山林に延焼したものでございませぬ。

被害の状況といたしましては、類焼いたしました山林が、国有林で百十五ヘクタール、市有林で八十五ヘクタール、私有林で百四十四ヘクタール、合計三百四十四ヘクタールと相なっております。死者は十八人でございますが、これはすべて呉市の消防局職員でございます。うち一人は重傷を負いましたが、後に五月一日に病院で死亡しております。

消防活動の状況といたしましては、十一時十分ごろに出火しておりますが、覚知いたしましたのは十一時十八分でございます。その方法は、一九番に電話がございまして、覚知いたしましたわけでございます。それで東消防署からは直ちに第一消防隊員十六名を現地に派遣いたしました。

この先発隊が出ましたとき、すでに三ヘクタールは焼いておりまして、なお拡大中でございます。

た。呉市消防局におきましては、さらに増援隊を派遣し、延べ百八台の消防ポンプ自動車を出動させ、職員八十四人、団員四百十人を災害現場に搬送して消火活動に従事させました。

なお、二十七日の十五時に呉市の東消防署に災害対策本部を設置しております。広島県知事は、火災の延焼拡大のおそれがありますので、呉市長からの要請に基づきまして自衛隊に出動を要請しております。

なお、この際広島県ではヘリコプター一機を民間航空会社とのチャーター契約に基づきまして出動させておりますが、このヘリコプターは空中からの消火活動と偵察を行なっております。

なお、出動いたしました人員につきましては、呉市消防局職員のほか消防団員、広島市からの消防局職員、陸上自衛隊員、海上自衛隊員、警察官、管轄署職員等、二十七日におきましては千五百余名、二十八日におきましては千九百余名が出動しております。

鎮火いたしましたのは二十八日の十一時十分でございますが、たまたま十時半ごろから雨が降りまして、この降雨と消火活動と相ままして消火状態になつたわけでございます。

なお、先ほど申し上げました十八人の殉職者の状況でございますが、東第一小隊が先発してまいりましたが、この第一小隊から応援要請がございまして、東消防署長は第二小隊を現場に急行させたわけでございます。この第二小隊が火点東側に延焼することを防止するため、北の峰の稜線を下りまして、消火活動に当たっております。しかしながら、東南東の強い風が吹いて、十四時三十分ごろに休耕中の草生地に飛び火してあります。この状況を見まして指揮に当たっております。東消防署長は、直ちに第二小隊に対して退避を指示しておりますが、応答がございませぬ。その直後火勢は非常に拡大いたしました。この第二小隊が火煙に包まれ、猛煙に囲まれたために、隊員を動員いたしました。救助活動を行な

いましたところが、救助することができず十六時二分に十三人、十七時二分に四人が遺体として発見されております。なお、残りの一人は十六時十九分に重傷を負いましたが、救助され病院に搬送されたところ、五月一日病院で死亡しております。

以上が呉市林野火災の概況でございます。

なお、その後から二枚目に、昭和四十六年の一月から三月までの火災概況がございまして、簡単に御説明申し上げますが、出火件数につきましては、この三月月間で約二万四千件ございまして、これは昨年の二万四千九百七十九件に比べ九百七十件ほど減の戦後第二位の火災件数でございます。その内訳は、建物火災が一万三千件、林野火災が三千六百件、車両火災が千二百件、このうふうふうになっております。特に車両火災のほうはすべて減になっております。

この状況につきましては、昨年の気象条件と本年度の気象条件が若干違ふようございまして、湿度それから降雨日数等も本年度のほうがこの三ヶ月間や多いようございまして、こういような状況があるかと思えますけれども、昨年よりは若干全体的には減っております。

なお、焼損のむね数につきましては一万八千余件でございまして、昨年度に比べますと七百十九件減になっております。

罹災世帯数につきましては一万四千余件でございまして、昨年度より二十九件ふえております。これは戦後最高でございまして、過去の最大は昨年の一万三千九百八十三件でございまして、それから焼損面積につきましては、建物が八十四万平米余でございまして、林野が六十四万二千九百アル余でございまして、いずれも昨年比で減っております。建物につきましては十二万二千平方メートル、林野につきましては二十四万四千アル余減っております。

損害額につきましては、二百五十二億一千余万円でございますが、昨年比で三十一億八千二百八十六万八千円減っております。

死者数は六百二十一人でございまして、昨年比で一人増加しております。これも戦後最高でございまして、過去は昨年の六百二十名が最高でございまして、負傷者数は二千八百九十七人でございまして、昨年より二百九十八人減っております。

以上でございまして。

○永瀬説明員 お手元の資料の三枚目にことになりましてからの火災の概況を簡単に概要を記してございまして、これは寿司由緒で起きた和歌浦の一月二日の火災以降のおもなものを簡単に概要だけをここに記してございまして、説明を省略させていただきます。

次に、一番うしろの紙に、参議院におきまして行なわれまして消防法の改正案の審議のおもな質疑事項の項目が掲げてございまして、これにつきまして、簡単に御説明申し上げます。

参議院におきましては、二月の二十三日、二十五日の両日にわたりまして質疑が行なわれまして、その中のおもな項目を掲げてございまして、まず消防法改正関連のものといましては、防火管理の問題がまず一つございまして、これは今度の改正によりまして、従来防火管理者を設けていない場合に直ちに罰則がかかっていたものを、設置の命令を出しまして、それからあとにその命令を聞かない者に対して罰則をかけるように改正いたしました。これではいさか弱くなつたのではないかと御質問でございまして、これに對しましては、防火管理者を設けることが目的でございまして、やはり命令に対して力を持たせるのが実質的であつて、その後罰則をかけても現行の規制よりは弱くはない旨私どものほうでは考へているということをお答え申し上げます。

それから次に、危険物の関係でございまして、これは今度の改正のかなり重要な部分を占めておりますが、まず第一にございましては、従来一部を改造いたしますときに、全体に対して使用を停止しなければならぬことに相なるのを、改造

部分だけを停止して他の部分を使わせるという規定でございまして、これにつきましてはどういふ意味でこれを設けることになつたかという御質疑がございまして、現在どうなつておるのかということにございまして、これは現在全部とめることになっておりますので、これはいさか不合理でございまして、安全と認められた場合、工事に關係のないところを使わせるようにするのが合理的であらうということをお答え申し上げます。

それから丙種の危険物取り扱い者が今度新しく設けられるのですが、この試験はどうなるのか、どういふ試験範囲なのかという御質問でございまして、これは灯油、重油、ガソリンというような特定の品物に限定するので、内容的にはやさしい試験になるというお答えを申し上げます。そのほかタンクローリーで危険物を輸送いたします場合に、路線指定等できないのかという御質問ですが、これは現在ではできませんので、いろいろ他の省庁との関連においてものを考へていきたいということをお答え申し上げます。

それから救急業務につきましては合理化をしていくというが、一体どの程度の合理化になるのかということをお御質問でございまして、これは政令指定を合理的に行なうことによつて救急業務の円滑な推進ができる形式になるのであるというお答えをいたしました。

その他につきましては、この改正はわりに時代に即応した改正であるけれども、なお基本的な問題がたくさん残つておるので、抜本的な改正をする意思はないのかという御質問がございまして、これに對しては、なお検討をして、またまつたところでお考えたいけれども、現在では抜本的な消防制度の改正をする必要はないと考へているというお答えを申し上げます。

それから消防事情一般に関するものといましては、火災の実態についての件数の推移等についてあるいは火災の原因が非常に不明なものが多いがこれはどういふことなのかという御質問がございまして。

予防査察の關係におきましては、予防査察の実施状況はどうなのか、十分じゃないではないだろうか、また消防団地域については十分ではないだろうかという御質問がございまして、現在の段階でいろいろと消防団地域についても県の指導等で行なっておりますし、また広域消防体制の拡充等を行なわせることにいたしている旨の回答をいたしております。

そのほか防火管理の問題、それから消防用設備等の問題、新建材についてはやはり一酸化炭素中毒とかあるいはこれの規制はどうなつているか、あるいは地震対策としてロスアンゼルス等の教訓をどう考へるのか、あるいは石油コンビナート地帯の自衛力の消防力の強化はいかになつているか、石油パイプラインの対策については、当時通産省と運輸省の間がもめておりましたので、この経過はどうなのか。それから今後消防力基準についてどのような強化をはかつていくつもりなのか、消防団員等の処遇については、特に退職報償金の關係での上上げは行なわれないのか等のことが質疑の項目としてあつております。

以上でございまして。

○古屋小委員長 消防当局からの説明は終わりましたが、質疑の申し出があるようございまして、順次これを許してまいりたいと思つております。なお、本日は消防庁当局のほかに、林野庁当局、自治省、財政当局の出席を求めておりますので、念のため申し上げます。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○古屋小委員長 速記をつけて。

では先手を切らしてまいります、よろしゅうございまして。

各地から消防で、ポンプとかいろいろの補助の申請がございまして、地元によりまして、なかなかこれをもらえない。県で査定して消防庁に持つてくる。地方でほしいものがなかなかもらえない

というような要望がありますが、そういうような地方からの要望施設に対して、大体どの程度消防庁では毎年充足されておりますか。その大体の概要というものをひとつ説明していただきたい。

○降矢政府委員 市町村の要望全体をどういうふうに見るかということですが、いまお話がありましたが、要望に対しまして、全体が予算としてあらかじめわかっている額があると思いますが、それに対して一割増くらいのところまでとめまして、私らのところへ申請をするというのが大体の慣例のようでございます。

○中井小委員 二、三述べてみたいと思いますが、実は法律案と関係があるかないか、そういうものはよく知らないんですが、たしか消防というのは市町村が主体だと私は聞いておるのです。そうでしょう。県はそれを完補するか何か、そういう立場ですかね。そこで終戦後そういうふうになって、県にも地方課というものがあって、そこに消防係というものを置かれておると私は思うのです。思うのですが、だんだんそれが強力になってきました。なることについては私は反対しているわけではない、しかし、それはあくまで本部の消防庁と直接の市町村との仲立ちをするためであると思うんですね、私は詳しい法の内容なんか忘れてしまいましたけれども、ところが、世の中がだんだん変わってまいって、戦後の復興ができてくるにつれて、従来の市町村消防のなり手がなくなる。これはぜひぶん問題になっているだろうと思うのです。それで専従の市の職員——東京都の消防は、区なんですか、都なんですか、いかがですか。

○降矢政府委員 人数でありますか。
○中井小委員 役職は、区の職員ですか、都の職員ですか。
○降矢政府委員 都の職員でございます。
○中井小委員 そうすると、昔の東京市と同じような考え方でね。それで、東京都なんかはかなり充実しておるのではないかと思いますか、どうも地方の中小の、人口二、三十万の都市になりますと、なかなか手が回らない。それに対して、ここ四、五年来急激に高い建物やら何か、奇をてらうような建物やら、名前だけでも何かハワイアンとか、あるいはサンフランシスコとかという名前、中はからっぽ、何にも施設がない。それから一番悪いのは——これは消防庁が悪いんじゃない。警察官が行って、この家をどう直さないと言ったら、直すだろうと思うのだ、こわいから。秦野さんが幾ら出ても当選せぬのは、おまわりさんがこわがられておるから、そういうふうなわけがある今日、川合君が、かわいそうに横浜に出てあたりはこわがられている。ところがこれをどうしなさいというときには、消防の言うことはなかなか聞きよらぬ。私は、それは皆さん、御同感だと思ふ。警察が言う、聞く。ここにも日本の民主主義が上すべりであるという一つの証拠を私は見るのです、もっとそういう面についてしっかりとやってもよろわぬと困る。

二、三年前でしたか、兵庫県の有馬温泉で火事がありました。あれも、どういふ建物か知りませんが、テレビや何かで見たところによると、それはたいへん無理な建物のようです。道は狭い、家だけは高い、膨大なものだという事です。このしの春起こりました和歌山の新和歌浦の火事もそうでございます。私どもの隣の県です、四、五名焼死をいたしました。正月、ほっとして店じまいして行ったところがやられた。こういう点で、一べん洗い直してもらう必要があるのではないかと、政府としてですね。消防というものに対して、これはもつと権威を持ってやるというふうなことをひしひしと感ずります。その権威を持つということは、実際火を消すということであって、権威を持つということとは、壇上に上がって敬礼したり、おいちに、おいちにのけいこをしたりすることでは断じてない。

私も、昔、市長をしてもらったが、そのときに、

こういうこつけないこと——私は、分列行進やめたんです。やめてしまえ、そんなこと、何でもいから早う火を消したらいじやないか、というので、東京へ行つてタンクを買ってきました。消防タンクですね。おそらく日本では初めてじゃないかと思うのだが、一トンか二トンくらい水が入っているやつ。さしあたりそれで走れ、それで火を消せというふうなことをやりましたところが、一年ほどたつて猛反響を受けまして、こんな分列行進もせぬよな——やはり市長は立つて敬礼をしなければいけぬと言われたが、あんなあほなことはやめてしまえということで私の在任中はやりませんでした。あんなことより早く火を消せといつて、思想だけはぜひぶん徹底したつもりでありましたが、それから二十年たつてみますと、もう元へ返つておる。

具体的に話します。去年私の郷里で消防の三重県の大会有るというので、二十周年か二十何周年か知らぬが、出てくれという知事からの案内で参りました。それで、私は、これは市町村が主催なのに知事が出てくるのはおかしいなと思ひながら出ていったのです。そうしましたら、その消防大会は十時開会でした。知事が出てきました、何と十一時半まで十五周年とか二十周年とか表彰状を渡すんだ。中には敷何等とか、大野伴陸先生が渡すんだ。中には敷何等とか、大野伴陸先生が渡すんだ。川島先生でございます。川島先生の賞状もぜひぶんたくさん出ておりました。旗を渡すやら何やら、とにかく一時間半ばかりは横ですつと見ておったのです。そういうことばかりやつて、知事の訓辞になりましたら、消防は国家の大事であるからというふうなお話をみんな承つて、それが済んで私にもあいさつせよというから、私のことですからユーモラスな話をして、ぜひぶん腰の骨がどうかしただろうという話をしておきました。済んだらすぐみんなどこかへ行っちゃつて、どうするんだと言つたら、私はもう汽車に乗らぬと郷里まで三時間もあつたので間に合いませんわ、こう言つておる。そういうばかげた消防大会はあつたもの

かなと言つて知事に苦言を呈しておきました。どうも趣旨が徹底しておらぬ。おそらく古屋小委員長のところの岐阜県あたりでは高山から来るんだからぜひぶん遠いと思うんだ。特に岐阜と大垣のまん中に県庁が建つたりしているんだから、まことにどうもおかしなことでございまして、もっとそれよりもどうして火を消すかということの研究をどうしてなさるぬか、これがまず第一。

その次に、団員がだんだん減ります。みんな外へ行ってしまふ。私のときにはとにかくポンプを買つて、まだみんな運搬を知りませんから、消防団の人に全部運搬を習せました。おかげで皆さんが自動車の運搬もできるようになりました。そのことはいま全国でやられておると思ひますが、みんなたいへん喜んでおつたと思ひますが、何か本末転倒のような感じがいたしてなりません。この間の呉の山火事の話も私は承つておりました。おそらくこれは無線の連絡が不十分でございまして、こんなのは松下電器でも開発しておる。こんなものは安く何ぼでもできます。しかし、それは應用したらいけませんけれども、消防がお使いになるのですから、そんなことは簡単にできることであるし、これは金額もたいしたものじゃないと思ひます。近距離でございまして、四キロ四方くらいでしたらそうむずかしいことではなからうと思ひます。それから融通さといひますか、この間も千葉で火事がございましてたいへんお気の毒なこととございまして、あれなんかもその場の消防署といひますか、それが思い切つた手でやる。火消しといひますか、それがいいものでございまして、私はえらそうに批判をしても、現実にやつたことのない男が批判して申しわけないのをごいしますが、しかし、いまでもそうだろうと思ひます。市町村長にとりまして一番こわいのはやはり火事でございます。夜中でも火事だと聞く、すぐ飛び起きて現場にかけつける。これはもっとハイレベルのお役所の役人と違ひます。一

つ市の義務でもありませんし、また気がかりな
ことでもありませんので、こういうことについては
政府の御当局もそんな紙一枚や何かでございませ
に、もつと実質的な予算をうんと組んでやっても
らうように、整備をされるまではぜひお願いをし
たいと思うのであります。おそらく自治省におか
れまして、付近の市町村と連合した消防の演習
とかそういうもの、あるいは水防の演習をやられ
ることだと思いますが、その辺のことについてな
お一段の御研究のほどをぜひお願いしたいと思
うのであります。

たまに出てまいりまして思いつくままに申し上
げて、そんなことはすでにお済みかもしれません
けれども、念のために申し上げまして、御参考に
していただきたいと思ひます。

○降矢政府委員 たいま御指摘がございました
問題につきましては、先般の小委員会におきまし
ても中井先生の御指摘のあったこととございま
して、一つは機械化の問題でございます。この点に
つきまして特に無線の御指摘がございましたが、
ことし四十六年度予算におきましても、消防無線
といたしましては、私たちが一般分といたしまし
て昨年は約八百個ございましたのを千六百八十
個、そのほかに過疎分のものも含めると千二百
個ぐらゐということ、御指摘のような点につ
きましては今後とも一そう努力してまいらなけれ
ばならぬというふうに考えております。

また演習その他につきましては、例の災害対策
基本法が制定されましたから、水防あるいはあ
る地点におけるたとえばビル火災等につきま
して、それぞれ現地の消防職員及び団員が一緒にな
りまして実施しているところでございますが、御
指摘のように、結局実動活動を実施するというこ
とが消防最大の任務でございますので、その点は
今後とも私たち十分力を入れてまいらる考
えでございます。

また、最初に御指摘ございました予防査察等も
消防の任務でございますので、その際消防法に照
らして適当でないものは違法であるという点

につきましては、そのつど指摘をし、改善をさせる
わけでございますが、なおその点については十分
でない点がございます。これは先々回でございま
したか申し上げましたように、寿司由緒である
か水戸のビルの火災の際におきましても、従来何
回か指摘されておいた事項を順守させていなかつ
たという事実がございまして、そういうこととな
り先般の会議を経まして十分示達をしてあ
るはずでございますが、防火管理の問題につきま
して特に触れさせていただきますと、あのビルの
場合におきましても、防火管理者がいな
いということがそもそもの問題でありまして、やはりそ
ういう命令をする以上はそこにある程度担保するも
のを、つきり制度的に保証いたしまして、それを
順守させるということをおこなうべきかぬとい
うことで、今般改正を考えたわけでござい
ます。

また、御指摘のように、建築自体の構造その他
につきまして、寿司由緒の場合には、御指摘が
ございましたように、あるいは有馬温泉の場合にお
いても相当建物が増築に次ぐ増築ということで迷
路になっておいたということは、皆さま御案内の
とおりでございます。こういう点につきましては、
建設省のほうにも今後建築確認の事態を通し
まして十分御指導をお願いいたたくように、私の
ほうからもお願いを申し上げているところでござ
います。

また、消防活動あるいはそれに伴う応援協定の
問題でございます。これは、現在のように、ある
程度道路もよくなりましたし、また消防機器も相
当開発され強力なものになってまいりますので、
私たちはやはり市町村消防を中心にして、またこ
れに応援体制を加味したものとしまして、消防活動
を実施していくということで考えておりまして、そ
ういう意味におきまして、市町村につきましても従
来よりも広域的ないわゆる組合というものを
使ひまして常備化を促進し、それをさらに中心として
付近の市町村と応援協定を結んで、消防力の充実
をはかるということを考えてまいっているところ
でございます。そういうことで、御指摘の点につ

きましては、なお今後とも一そう努力してまい
る所存でございます。

○古屋小委員長 桑名君。

○桑名小委員 広島県の呉の山火事の問題でござ
います。昭和四十一年の山火事の発生件数が約
四千三百三十六件、そして死者が三十五名、昨年
度の四十五年が一年間の山火災が七千六百三
件、死者が六十六名、こういうふうな四年前と昨
年度の比較をしてみますと、件数におきましても
死者におきましても非常に増大をしております。
このいわゆる山火事における死者が増大を
しているという原因というのは、どこにあると
お考えなんでしょうか。それをまず最初に御尋ねを
しておきたいと思ひます。

○降矢政府委員 たいま御指摘がありましたよ
うに、林野火災は、件数あるいは損害、死者の
数におきましても、一般の建物火災に比して非
常にふえる割合が高うございます。これは火災の
原因そのものが、しばしばいわれますように、た
ばこ、たき火等を中心でございます。しかもそ
れが大体、御案内のとおり、三、四、五月とい
うところに非常に集中してまいります。この林野火
災につきまして、今度の呉の場合もそうござい
ますが、一般に地形あるいは林相あるいは気候、
風速、こういうものが一緒になってかなり拡大す
る傾向がございます。そこで、この火災の件数の
増加とともに、かなり規模が大きくなる傾向に
ございまして、したがって死者の増加というも
の、それに伴って、どうしても危険が大きくな
るに伴ってふえてくるということだろうと思ひま
す。またかなり山に入る機会もだんだん多くな
ってまいりまして、今回の場合にも、あるいは山火
事の場合にも、かなり煙あるいは火災が非常に早
いという状況から、火災に巻かれて死亡するとい
う状況が多うございますので、一般的傾向として
は、御指摘のように、全体として火災件数がたい
へん多くなつてきておるといことが、何と申し
ましても最大の原因のように考えております。

○桑名小委員 いまの消防庁長官の説明ではどう
も納得がたいわけですか。と申しますのは、まず
第一の原因は、いわゆる消防団員の老齢化とい
う問題があげられるのではないかと。たとえば今
回の呉の場合でも、死者の中で四十代、五十代の方
が非常に多い。しかも十二名の方が、今般は定
員の問題でございまして、定員の問題でも、呉の
場合は条例で定めている定員は二百二十六名、と
ころが現在は百九十六名しかいなかった。十六名
の死者の中で約十二名が当直明けであった。こ
ういふふうな実情を考慮してみますと、疲勞と老
齢化とそれからまたいわゆる整備が非常に不十分
であった。集約しますと、この三つがおもな原因で
はなからうかと私は思ひます。

そこで、お尋ねを特におきたいのは、昭和
四十四年の十一月の消防審議会の答申の中に、火
たきあるいは覆土のような人海戦術は農村部の
人口減などから効果をあげなくなつてい
る。空中消火機器、消防薬剤、万能トラクターある
いは小型ポンプなどの近代装備を使用、開路し、訓
練につとめるよう提案をされているわけですか。こ
ういふ問題に対して、いままでも林野火災につ
いてどのような対策を立ててきたか、現実はどうい
う具体的な事例に入つてまいりますか、私は非常
に心細いのではないかと申す。消防庁としては、
この四十四年の十一月の答申を受けてから、どう
いうふうな対策を立ててきたかということが一つ
と、それから職員の高齢化に対しまして消防庁と
してはどのようないゆる対策を立てていこうと
されているのか。あるいは先日東京都のほうも
ずっと回つて見たわけでございますが、最近消防
防団員なんというものは非常に少なくなつた。これ
は、過疎地域におきましてはもろろん若い人が少
ないというところは一応納得が得られるわけござ
いますけれども、しかし、過密都市においても消防
員になる人が非常に少なくなつた。この定員をど
ういうふうにして確保していくかということがや
はりまた今後の消防問題としては非常に大きな比
重を占めていくのではないかと、こういうふう

に思うわけですが、こういった点について今後どういうふうな施策をされようとしているのか、この点について伺っておきたいと思ひます。
○降矢政府委員 第一点についてであります。消防審議会の答申にあります資機材の整備充実でございます。これは消防庁としては、この答申を受けまして、四十五年度から、資機材の点では、林野火災用の消防無線あるいは防火水槽というものを新しく補助対象に取り上げますとともに、林野工作車、一般にウニモクと称されておるものがございますが、こういう車両を新しく補助対象に加えることにいたしました。また府県につきましては、林野火災対策の資機材も含めまして、特に交付税の中で資機材備蓄ということで府県の基準財政需要額の中に二百万を四十五年度に算入することにしたしまして、四十六年度はさらにそれを三百万に引き上げるといふことを措置しておるわけでございます。

しかしながら、結局、この答申にもありますとおり、一つは空中消火というものをどう開発していくかということでございます。この点につきましては、四十四年度から科学技術庁の特別調整費をもとにいたしまして、ヘリコプターによる空中消火の研究を消防庁の研究所が中心になって林野庁その他防衛庁とも協力して研究に着手いたしました。昨年には久住高原におきまして消火の実験をやりました。その結果、ある程度間接消火といえますが、防火帯を設置するために薬剤を散布するということについてはかなりの効果をあげております。しかしながら、散布する機械あるいは散布薬剤の貯蔵あるいはそれをさらに実戦において用いる場合の薬剤を混合する機械の開発、あるいはヘリコプターからどういふふうな状況にまいたほうが一番効果があるかという点については、さらに研究を進める必要がありますので、本年度におきましてもその研究を継続することにしておるわけでございます。

また、その点についてさらに消防研究所としては、やはり先ほどの老齢化あるいは人員不足とい

うことはある程度機械によってカバーしなければなりませんので、ここに小型軽量ポンプというのが答申の中に書いてありますが、現在でありますと、御案内のとおり、可搬式ポンプというのが一番小さいポンプでありまして、その一番小さいのもでも大体八十キロ前後でございます。もちろんこれは二人でかついで搬送できるわけでありまして、ここに書いてありますように、たとえば二十五キロとかその前後の、もう少し軽いポンプの開発を考え、またこれを搬送するために、いわゆるスクランプラーというオートバイのようなものを一緒に開発して山林火災に使わなければならぬというところで、消防研究所におきましてもその点の開発に着手しておるところでございます。

いずれにいたしましても、御指摘のように、人員の少ない、あるいは山火事でありまして相当の人員を要するときに、初期消火体制として、あるいはある程度拡大した場合に防火帯を早急につくるといふ場合に、薬剤によってどういふふうなやり方が一番適当であるかという意味の空中消火につきましても、さらに今後研究を進めなければならぬといふふうに考えておるわけであります。

定員の確保の問題につきましては、先般もいろいろ御議論がございましたが、一面機械化による消防力の充実ということと相まって、消防職員自体につきましても、やはり処遇の改善あるいは厚生施設の充実というふうなことを通じ、また消防団員につきましても、過疎地域につきましてもはかばか減少しておられますし、あるいはおりましたも、御案内のとおり、出かせぎ等によりましてある期間不在になりますので、そういうところにつきましてもは小型ポンプ車を部落単位に配するといふようなことで、機械化と相まって考えていかなければならぬといふふうなことでわれわれ施策を進めてまいる所存でございます。

○桑名小委員 いろいろと人員の不足分については機械化で補っていきたい、それから山林火災については鋭意機械化の方向で解消していきたい、まとめますとこのようなお話でございますが、そ

ういふふうにしてやってきたにしては呉の消火体制というものは非常に粗末であった、こういうふうには言わざるを得ないわけでありまして、今回のこの資料によりまして、一応百八台の消防車が出動をした、こういうふうになっておりますし、それからヘリコプターを一台チャーターした、この程度にすぎないわけでございます。そうしますと、この中には山林工作車とか、そういう山林用の消防の器具というものの出動は全然ないわけでは、この呉の問題の前に、京都でも四人の消防署員の方々がなくなったという事例があるわけでありまして、それで、この山林火災のこわさというものは皆さまざま十分に御存じのこわさというものは、あるいは山林火災というものは、初期消火というものを怠ったならば、非常に恐ろしい結果が出てくるということももうすでに御存じのとおりでございます。そういう二つの事柄に対応できる施設の立ちおくれが今回の呉の惨事を巻き起こしたといふふうには言わざるを得ないわけでございます。アメリカやカナダあたりにおきましては、非常に大規模な消防体制が組まれていると言われてるわけでございまして、はたして消防庁が考えていらっしゃる森林火災消火に対してどの程度の実効をあげることができようかを考えると、私は非常に寒い感じがするわけでございます。

こういっていわゆる大きなブロック別にでもこういう山林火災に対する整備を計画的に推進していく必要があるのではないかと、こういうふうには私は思っておりますが、そういう体制なりあるいは考え方が現在あるかどうか、その点ももう一度伺っておきたいと思ひます。

○降矢政府委員 こういふ山火事等が広域化するのに対して、その地域の市町村だけでこれを防備するといふことは、火事が大きくなれば非常に無理でございます。ブロック単位に持つていくかどうかということも別にはいたしまして、少なくとも府県がどういふような任務を負うかということとをまず考えてみる必要があるか、すでに広島県におきましてはヘリコプターをチャーターす

ると同時に、ヘリポートあるいはそういうものを何地点かかなりつくっておりますし、それに必要な消火薬剤等を備蓄してあります。またこの報告にもありますとおり、自衛隊の出動を願うような場合が山林火災についてはしばしばございますので、その際に必要な資機材、チェーンソーその他につきましては、県において備蓄しておるのかどうかでございます。そういう市町村ごとの体制とともに、広域的なものに処理するために県がそういうことをすずでに着手しております。先ほど申し上げましたように、われわれのほうでも、やはり県が資材を備蓄するということ、府県の任務というものをある程度明確にしたらどうだろうかという気がいたしておるわけでございます。

もとより実動活動というものは市町村消防が中心でありますけれども、それに必要な、いわゆる広域的に対処するような山火事あるいはコンビナートという問題になりますと、やはり府県がある程度資機材を備蓄するといふことを考えるべきものといふふうには考えまして、本年から資機材のセンターの補助金として二カ所分計上した次第であります。

それ以上大きなものとして、ただいま御指摘ございました空中消火というふうなことにありますと、それは現在府県でも持つておりますし、あるいは東京でもヘリコプターを持ちまして、実際の小さな火災や高尾の火災についてはヘリコプターで消火したという事例もございまして、もっと大きなものになりますと、たとえば御引用になりましたアメリカの場合には、御案内のとおり、連邦の農林省といえますが、そういうものがアメリカ全州を二分して空中森林消防隊といふものを持つておるようでありまして、そういうものになりますと、私どもももう少し想を練っていかなければならぬ問題だらうと思っております。

そういう意味におきまして、少なくとも現在私たちは府県の任務をもう少し明確にして、そして少なくとも市町村消防が活動するときに必要な、あるいは常時は必要でありませんが、少なくとも

と同時、

とをまず

こういう山火事のような広域的なものになりまし
た場合には、どうしても必要な資機材の備蓄とい
うようなものをまず考えたい。それをさらにどう
いうふうに進ませるかということについては、
もう少し検討させていただきたいと思っております。

○桑名小委員 長官の言うお話もわからないこと
はないわけですが、昭和三十六年の京都の高雄、こ
の場合には消防団員、警員が四名死んでおります
し、今回の場合には特に十六名という非常な悲惨
な状態を起したわけでございます。そういう
意味から、確かに各市町村段階あるいは県の段階
で消防の備蓄やあるいは消防機材の充実を
はかっていかなければならないのは、これは当然
なことではございますが、それと同時に、もう二度
とこういうふうな悲惨な事故を起さないために
も、もう一歩踏み込んだ、大型な山火災に対す
る施設というものを考えていかなければならない
のじゃないか、こういうふうにしらじみと思つて
わけでございます。しかも、最近の状況を見てみま
すと、レジャーなどが非常に盛んで、山林に入る
人数も多くなつてまいりましたし、それに従いま
して、たばこ、たき火の不始末といったことで、
いままでの自然発火ということよりも一そう危険
が増大しておるわけでありまして。そして、最近
は、自然保護という立場からいろいろと論議が
続けられておる実情の中で、この山林火災を起さ
ないことは当然なことではございますけれども、
起つた場合に即刻これに対応できる体制をこし
らえておくということが、これは自然保護という
立場からも、人命救助という立場からも最も大事
なことではなからうか、私はこういうふうにお思
うわけでございます。

先ほどから多少、アメリカあるいはカナダある
いはフランスのこういう問題をおは提起をいた
しましたが、こういう設備を整える、こういう体
制をこしらえるまでには、まだまだ着手の段階で
はなくて検討の段階である、こういう実情でござ
いますか。

○降矢政府委員 空中消火の段階は、消防研究所
において四十四年から二年間やりましたが、ま
だ、それを実用化する、これならば絶対だじょ
うぶだというふうな研究のところまで到達してお
りませんので、そういう意味では、いまお話しに
なされたとおりでございまして、研究所と
しても、今年さらに研究を続けて、すみやかに実
用化するということになっておりますので、御了
承願いたします。

○桑名小委員 実際に機械化というものは、長官
はそういうふうにおっしゃっておられますけれど
も、非常におくれているというのが実情だろうと
思います。今回の場合でも、可搬式消火器だけで
あつた、あるいはヘリコプター一台をチャーター
しただけであつて、可搬式の場合でも、水の問題
がすぐに問題になるわけでありまして、今回の場
合でも、水を取りにくいまでには二十キロも離れ
ておつた、こういうふうなことを考えますと、
せっかく消防車が走つても、水を補給するために
は非常に時間を食うということで手間どつて、つ
いにはこういうふうな火災になつてしまつたとい
うことも一応考えられるわけではございますので、
この点については、財政的な問題がからんで、消
防車単独ではこの問題と取り組むにはあまりに
たいへんな問題だろうと思つておられます。そ
で、消防庁と同時に、林野庁としては、どう考
えておるか、この点をお聞きをしておきたいので
す。

○海法説明員 ただいま御指摘ございましたが、
林野庁といたしましては、消防庁とお話し合ひを
いたしまして、予防措置につきまして林野庁とし
ては考へていく、消防措置につきましては消防庁
のほうにお願いをするということで、お話をし
るところでございます。

れども、最近、特にレジャーブームと申しま
すか、山に入る方が非常に多くなつてきた、また道
路網が整備をされて、これによつてまた山に
入る方が多くなつたということで、ただいままで
は森林保険特別会計と国有林野特別会計でこの予
防の措置を講じてきておつたわけではござい
ますが、四十五年度から一般会計においても予算を取
りましてこれに対処してまいらる。特に広くこの林
野火災というものを知つていただかなければなら
ぬということでは、職また車内、全国的に見ていただ
けるところでございます。今後この点につきま
しては、広報の範囲をうんと広げてまいりて
ように広報の範囲をうんと広げてまいりて
るところでございます。今後この点につきま
す。

○降矢政府委員 ただいま御指摘のありました水
の問題は、全くそのとおりでございます。私たち
としては、一つは林野用の防火水槽につきまして
特別に項目をつくらせて補助対象にしておりま
す。そのほかに、自然水利の問題、あるいは防火
水槽につきましても、たとえば林野工作車には組
み立て式の防火水槽も積み込んでいくというよう
なことで、林野工作車については、そういうもの
を含めたものをセットで林野工作車として補助を
するということも、自然水利のほかに、特
別に防火水槽につきましても設置を促進して、特
に補助対象にしていくところでございます。

○桑名小委員 そうすると、林野庁といたしまし
ては、予防措置を一応考えているだけで、消火措
置は全然考えない、こういう立場ですか。

○海法説明員 消火の問題につきましては、先ほ
どもお話し申し上げましたように、一応林野庁と
しては予防対策というものをいれる。それ
で、実際に火災が起きた場合は、国有林野に
消防の自衛組織をつくらせてございまして、そ
ういう面から御協力を申し上げるというふうな
体制は、国有林においてとつてございまして、
○桑名小委員 それでは、この消防施設の充実
については、財政的な問題が大きからんでまい
りますので、消防庁としてはこれ以上突っ込んで
疑するものも酷だと思つて、いずれにしても
も、お金がない、お金がないだけで済まされる問
題ではございませぬので、論議にこういう林野火
災に対する対策を計画的に推進していただくこ
とを要望して、この問題を終わりたいと思つ
ます。

次に、千葉の百貨店の火災の問題でございます
が、ここにおきましても、死者が一名、さらにこ
れはいずれも軽傷となつておりますが、五十六名
の軽傷者を消防署員の中から出しておるわけであ
ります。これのおもな原因は、やはり最近の新建
材から発生をするところのガスの問題が一番問題
になつておるのじやなうか、こういうふうな私
は思つてございまして、この新建材のガス発
生に対する処置をどのように現在研究を進められ
ておるか、その段階をまず最初に御説明を願
ひたいと思つております。

○降矢政府委員 新建材の規制の問題につきま
しては、建築基準法及びそれに基づく諸法令によ
りまして、特に煙とガスの量を測定して、不燃材
あるいは難燃材料ということをやつて、それ
で一定の施設につきましては必ず不燃材料を使
わなければならない、あるいは難燃材料を使わ
なければならない、あるいは難燃材料を使わな
ければならぬ、あるいは難燃材料のほうで規制
をしていくわけでございます。

なお、これにつきましては、御指摘のよう
に、新建材の煙による死者が多くなつておる
ので、先般も建築関係の方々とともに、車内広告
その他におきまして、こういうふうに表示してあ
るのだということにつきましてPRしておるこ
ろでございますが、なお、技術的な問題につ
きましては建設省のほうからお答えをさせていた
だ

きたいと思ひます。

○前川説明員 たいだいま消防庁長官のほうから御説明があったということで、概略尽きていますと思ひますが、なお一部をつけ加えさせていただきますと思ひます。

従来は、新建材といひますか、特に煙を出す材料といふものにつきまして、いろいろな試験方法をきめておりましたが、残念ながら燃える、燃えないといふようなことを中心に規定をしておりましたが、煙を出すということにつきましては、あまり大きな重点を置いていなかったわけでございます。約十年前から制限をかけておりましたが、特に最近中高層の建物が多くなつてまいりました。さらに煙による死者が多いということがございまして、試験方法をきめて、どの程度煙を出すかといふことを非常に大きな重点といたしまして、試験方法を変えて、本年の一月一日から改正法を施行しているわけでございます。なお、この試験方法とか材料等は、そういう観点でございますが、今回お願いいたしまして建築基準法を改正いたしました。適用対象を非常に大幅に広げているわけでございます。

制度的な内容は以上でございますが、實際上の運営といたしまして、先ほどお話が出ましたように、何しろ一般の方にこういった材料があるということをよく知っていただかなければいけないということ、ポスターその他あるいは車内のつり下げ広告をはじめといたしまして、できるだけこういった材料を使つていただきたいというPRその他を極力今後ともわれわれ進めたい、こういうふうな考へております。

それからついででございますので、先ほどの千葉の百貨店の火事につきまして、何しろ非常に長く燃えたということも、これはちょっと前例がないことでございます。さらに死者もまことに残念ながら出ているということもございまして、われわれも建築研究所等それから当該の職員を派遣

いたしました調査をしたわけでございます。やはり焼けたあとでございますので、どういふ材料をどう使つていられるかということがなかなかよくわかりませんが、建築基準法自身の違反はございません。何ぶん百貨店といふものは、御存じのようないろいろな展示板からはじめ、特に今度の百貨店につきましても、十三日に大売り出しをやるといふことで、非常に多くの商品を運び込んでおつたこと、十分まだよくわかりませんが、軽々にまだ申し上げる時期には至っておりませんが、さらにわれわれといたしまして、今後煙の問題、そういうようなものに始まりまして、どういふふうにして、干葉の例を種に十分検討を進めたい、こういうふうに考へております。

○桑名小委員 今回の問題点の一つとして、そういうふうな問題もあるわけでございますが、いわゆる最近の建築を見ますと、窓が非常に少ないわけですね。それがやはり今回の場合も消火の大きな障害になってきた、こういうふうな考えられるわけでございますが、こういう窓の少ない建築物に対して、どのように今後対処していかないければならないと思つていらっしゃるか、これが一つ。

それから、そういう場合に、消火設備の一つとしてスプリンクラーをつける、こういうふうにいわれておりますけれども、今回の火災が実証しておりますように、品物がたくさん入つていた場合に、スプリンクラーがせっかく回つておりながら、それが消火の意味をなさなかった、こういうふうなことも報道されております。旧館にはその設備がなかった、こういうふうにもいわれているわけでございます。そうしますと、今後のいわゆる消火設備の中で、そういう窓がないような建物について、スプリンクラーがついていながら安全だ、こういうことはもう言えないような状態に追い込まれたのではなからうか、こういうふう

に私は思つてございます。この点についてどういふふうにお考えになり、今後の対策としてどういふ対策を立てようとお考えになっておられるのか、その点について伺つておきたいと思ひます。

○永瀬説明員 今度の千葉の百貨店の火災におきましては、確かに可燃物がたくさんございまして、また窓をつぶしまして一つぶして申しまして、窓の部分にも飾りだなどをつけて、実際に採光できない。あるいは外から消火ができないような状態になっているのが現状でございます。このような建物は現実には窓があることになつておりますので、消防用の設備の關係といたしましては一般の建物と同じような規制が働いておりましたが、窓のない建物あるいは窓が非常に少ないものに対しては、外からの消火ということが非常に困難でございます。それで、消防用設備のいわゆる火災を感知します施設、それからスプリンクラー等の火を消します場合の設備、これの設置の義務を非常に一般よりも小さい面積から加えることにいたしております、何しろ中で消す方法をとりませんと、外からの消火は非常に困難であるという考へ方でさうな措置を講じております。

またスプリンクラーの設置につきましては、今回の建物の第四期の工事、俗に新館と呼んでおります部分につきましては、四十三年の工事でございます。スプリンクラーはついていないわけでございます。それを除きました旧館部分についてはスプリンクラーはついておりません。この設置につきましては消防側に要請をしていたのでございますが、計画中であつて、そのうちといふので日にちを延ばしてきていたわけでございます。ただ、この場合、スプリンクラーがついていまして、ここで火災が起きたならば、自動的に散水して消えたであろうと思はれますけれども、スプリンクラーのないところから火が出ましたものから、自動消火ができないで、スプリンクラーのある部分に延焼して、非常に大きな火となつて延焼してきまして、スプリンクラーがこの場合

役に立たなかつたのであります。

今後の対策としますと、設置を早急にしていただくことのほか、設置するまでの間にも、その間に防火の壁、シャッター等の火災が延びない措置を何らか指導してつけさせる等のくふうを考へていきたい、かように考へております。

○前川説明員 千葉の百貨店の火事につきまして、われわれとしても非常に新しい経験を得たわけでございます。あの建物は、先ほどお話がありましたように昭和四十三年に最終的にできていたわけでございますが、そういう点ではそれまでの法規には全部適法になつていまして、ござい

たまたまいま出ましたような問題で、特に煙の問題でございますが、今回の法律改正では、御指摘のように、非常に窓が少い建物、そういうものがふえておるわけでございます。そういう意味で、排煙設備等のいろいろなところを強制するような内容になっておりますが、建築基準法のたてまえとしては、従来からある建物には即適用しないという形になっております。残念ながら、いまの千葉の百貨店につきましては、そういう排煙設備がついていなかったという点の一つでございます。

それからもう一つの特徴といたしまして、これも現地の調査の結果だけでございますが、また図面その他でいろいろ照合をして検討しなければいけないわけでございますが、従来の規定からいきましても、防火区画を設置するといふふうな形になつております。一定面積をとるとか、あるいは階段下等につきまして防火区画を入れる、こういうふうな規定になっております。防火区画がある程度まで有効に働いていたのじゃないかというふうな形跡が見受けられます。したがって、全般的には、ある意味で薫焼火災といひますか、非常にくすぶつてつと燃えていったというふうな傾向があるわけでございます。逆にそのためには消防の方が非常に消すのに御苦心なされたようございまして、建築的に見ますと、空気の流通が

悪いために火災の温度自身は非常に低いというふうなことでございまして、建物はある意味で多少の手直しで再使用ができるのではないかと、いうふうなこともございまして。ただ、基本的には何と云ってもこれからわれわれの重点としてはやはり排煙設備をいかにつけていただくかということが一番問題になってくるだろうと思っております。

それからついでにもう一つ申し上げますと、今回の法律改正でございますが、百貨店等をはじめ、そういった特殊な建物につきましては定期的に一定の技術者に検査をしていただきまして、それを役所側へ報告をしていただくというふうな形で、従来は、どちらかといえば、つくる時だけ力が入りまして、それからあとの使い方につきましてはあまり目が届いていないという欠陥があるわけでございまして。こういった点も、建物に使われるという長い間におきまして一定の時期ごとに検査なりそういった調査を十分徹底していきたい、こういうふうな態勢で考えているわけでございまして。

○桑名小委員 まだ聞きたいことがたくさんあるわけですが、時間の関係もありますし、あしたもまたできるそうでございまして、あしたに移したいと思っております。

いまのお話の中でもう一べん確認をしておきたい、お尋ねをしておきたいのは、旧米の建物については建築基準法が適用しないという御答弁なのですが、これはどういふところが適用しないのか。それからもう一点は、先ほど申し上げているように、初期の消火についてはスプリンクラーが作動すれば何とか消し得たのではなからうかという可能性のお話があったのでありますが、しかし、一たん火事が本格的な火事になった場合に、窓やいろいろなものがない、あるいはまたスプリンクラーだけでは消火のいむゆる実効をおさめることができない、こうなってくると、窓がないために、本格的な火事になった場合にはそういったところには消火のしようがないというような事柄が今回実証されたわけでは、それから昨年だったで

すか、一昨年から、宇都宮の百貨店が焼けました。こういう大型な建物の中で、しかもたくさんの人を収容するような建物については、これは十二分過ぎるほどに消火体制というものは確立しておかなければ被害が非常に増大してくるのではないかと、また悲惨な状態が起り得るのではないかと、今回の場合は夜中でありまして、休みであったために死者も一名で済んだことでありますけれども、それがかりにまっ昼間であって、こういうような状態が起ったならば、それこそ悲惨な結果が起ったのではなからうか、こういうように思います。そういった立場から、建設省というしまして窓ワクのないようなそういう建物について今後新しく考えていく必要があるのではないかと、こういうように私は思うわけでございまして、その点についてお答えを願いたいと思っております。

○前川説明員 御説明を多少省略して申しわけございませぬ。既存の建物といいますが、そういったものに適用がないというのとはよく原則でございまして、既存の建物につきましても、特に危険なものにつきましては役所側が命令を出して直させる権限は持っているわけでございまして。そういったことで実は千葉の百貨店につきましてもある程度まで、この三月に千葉市で査察をしておりまして、大体そう大きな問題はないのじゃないかということながら、幾つかの指摘をしております。そういったことで原則的には適用がないという形になっております。

それからスプリンクラー云々の点は、実はこれはこちらの方でございませぬので、消防法の関係でございまして。これは省略させていただきます。

特に窓なしの建物につきましても、これは非常に大変でございまして、われわれとしてはある意味で一番危険な状態におちいる可能性のある建物だということで、目のかたきにするくらいやかましいことを言っていたわけでございまして。したがって、初めから窓がなければ、

従来ともある程度の排煙とか、それから内装の防火的な仕上げとか、避難とか、そういったことを非常にやかましく言っているわけでございまして。それで問題は、今回の百貨店のように、建物として窓がある、ところが実際にはいろいろな展示板その他で窓がないのと同じような状況になっている。こういうケースが相当見受けられて、法律的にはいわば一種の、どちらかというところ、不完全なところを逃げていくという傾向が非常に多いわけでございまして。したがって、われわれは、先ほど申し上げましたような定期検査とか、そういったことも一つの重点でございまして、さらに今回の法律改正でも、無理をして窓をあけるといふことよりも、初めからもうあまり要らないものはなくていいじゃないか、そのかわり、ないものにつきましたは、十分な排煙とかそういったものをつけていただくというふうなことで法律改正をしたわけでございまして。そういった点はこれからは、特に窓のないということは一番危険なものでございまして、十分徹底をはかっ

ていきたい、こういうふうな考えでおります。

○永瀬説明員 スプリンクラーの点についてお答え申し上げます。

スプリンクラーの設備と申しますのは非常に古い歴史を持っておりまして、イギリス及びアメリカ等では、ビルの消火設備というのとほとんどスプリンクラーでございまして。そういうような過去、外国におきましてもまた国内においても発生いたして実効のあがってきた実績から申し上げまして、スプリンクラーが全館についていたならば、これはピッチが大体ヘッドとヘッドの間隔が二・一メートルくらいでついております。これが全部ついていたらならば、その発生した火災だけでとどめられたらと思うわけでございまして。特に窓のない建物あるいは百貨店のような人の多く入って消火活動が非常に初期消火のしにくいところでは自動消火にたよらざるを得ませんので、消火せん等を振り回してございまして、なかなか有効なことができません。今後ともスプリンクラー

の設置は、いまだ設置されていないところも、義務上設けなくてはならないところはできるだけ早く設けさせるように指導していきたいと考えております。

○桑名小委員 では終わります。

○古屋小委員長 門司君。

○門司小委員 一、二お聞きしておきたいと思いますが、山火事は防止しようとするとなかなかむずかしい作業であることは、われわれもよく知っております。一番予防策としては、防火帯をどうするかということでありまして、いわゆる山の尾根に防火帯をまっ一応ずつととるといふことは、昔からそういうことになっておる。そこで問題になりましてのは、一体これについてどういふ処置をとられているかということ、それから大体防火帯の一つの区画というものはどのくらいの面積を一体定められているかということ、林野庁に何かこういうもの規定があるならば、この際教えていただきたいと思っております。

○海法説明員 通常、防火線と申しますが、防火樹帯それから防火保安林というものが山火事の場合に非常に有効であるということは確かでございます。それで、制度的に防火保安林というものがございます。これはいわゆる燃焼性の木で二十メートルくらいの幅の樹林を残すわけでございまして、これが一つ制度としてあるわけでございまして。現実には防火保安林というものが全国で四百余町歩くらいございまして、それから防火線、防火樹帯につきましては、国有林におきましては、尾根筋の所要なところに防火線をつくりまして、また防火樹帯につきましては、これも伐採の場合にこういう樹帯を残すというふうな計画しております。ただ、防火樹帯につきましては制度的なものがございますが、山火事というものは特に乾燥期におきましては非常にあぶないものでございまして、多発地帯その他については今後ともこういうものを残すように指導してまいりたいと思

ただ、民有林の場合におきましては、ことに所有が零細であるということが一つございませう。二十メートルなり四十メートルなりの幅のものを残すということは、これは非経済林になるわけでございますので、現実の問題としてはなかなかむずかしいものでございませうけれども、火災頻発地帯その他については極力指導してまいりたいと考えます。

○門司小委員 一向わからぬのですが、山火事には二つありまして、山林だけが焼けるのと、民家を襲うという非常に危険な状態が発生してくるのと二つあるのです。そこで、一つの対策としては、民家と山林との間にどれだけの防火帯を設けるか、どのくらいあいておれば一応火は防げるか。それから山林と山林の間に大体どのくらいの広さ——それだけみないてもいいというわけではありませぬ、木を植えなければなりません、山林の効果というものを考えないわけにはいかない。これと火災というものとの兼ね合わせであって、どのくらいの防火帯を設けておけばよろしいかというところはどこかに基準がなければならぬと思うのです。いまのように国有林はこうだあだという、国有林のほうについてはいろいろの問題はあるでしょうけれども、問題はやはり民有林です。そこで、そういうほんとうの防火帯がやはり必要だ。たとえば二十メートルなら二十メートルを取ってしまう、火災のときにはここで押えるんだというふうな計画性のものがあって、そしてそれが民有林であった場合には、この地域を買い上げるといふようなことまで国がやる必要がやはりあるのではないかと。たいしたお金じゃないのであります。山に木がはえていけば木の値段は非常に高いのでありますけれども、地価は非常に安いのであって、それほど大きな国家の負担にはならないと思う。やはりそういうことは考えられなければならぬ。

私がなぜそういうことを言うかといえますと、そういうものが山火事を押える一つの大きな心理的影響を持つのであります。皆さんのほうでい

ま立てられておる、火の用心をしなくてか、たばこをやめてくれというところは、刺激を与える、注意を促すという意味だけれども、山の外から見ても、これは防火帯だ、あそこの間で火事になったときには押えるんだという印象を国民に与えれば、自然とたばこの吸いがらを捨てるとか、あるいはたき火を粗末にするというような心理がなくなると思うのです。火災というものはさういうふうな心理現象が非常に大きいのです。その面から見ても、前に申し上げましたように、ある程度の区画を限った一つの計画性というものがなければならぬと思うのです。焼けたあとであつてもないところでもない、水が近いか遠いか言っても間に合わない。水というものは最初からあるところとなるところとさまざまであるんだ。

もう一つ考えなければならぬことは、これは震災のときなどに特に考えなければならぬ、山火事るときには特に考えなければならぬ。空気が乾燥しているとか、いろいろな理屈はございませうけれども、火災の熱から来る異常な気象が発生することは容易に考えられることであります。したがって、普通の常識では考えられないことが大きな広い火災になってくると思われ得てあります。兵の火災もそういうことだと思われ得てあります。専門家の消防隊が中に入っているのですから、十八人というふうな大きなまとまったような死者を出すようなことは普通ならなかつたと思うのです。やはり異常気象が発生して、風の方向がどういふふうに変つたかといふものがそこにあると思われ得ます。たつまきみたいなものが起こりがちであります。そういう場合には北風が急に南になってみたり、あるいは東になるというようなことは往々にしてあることである。火災を考える場合には常識的に考えなければならぬことだ。そういう面に対する配慮がなされないでいて、あ

まの話も聞いてみると、みな言いわけみたいなもの返つてこないですよ。

林野庁はどうなんです。いま申し上げたようなことはきわめて簡単にできるとは私どもは考えておりませぬけれども、方向としては一つの山塊なら山塊についてはこのくらいの防火帯を設けておけばよろしいのだ、これにはこういうものが必要だといふようなことが考えられませんか。

○海法説明員 どのくらいあつたら火がとまるかというところは、これは地形にもよりますけれども、大体防火帯、防火線の幅は二十メートルないし四十メートルというものを、つくります場合にはつくりまします。また防火樹林を残す場合には、大体そのくらいの幅のものでつくつておられます。

それからまた今後地方におきまして森林計画を県で立てます段階におきまして、先ほど申し上げましたような理由で、民有林につきましては非経済林をつくるというものはなかなかむずかしいと思われ得ますけれども、森林の火災の多発地帯については極力そういうものを考えていくというように指導してまいりたいと思われ得ます。

○門司小委員 私は、指導するといふよりも、山林火災についてはもう少し積極的な姿勢を持つてもらいたい。ことに最近における山林は、終戦後から見れば、幾らか山の形をしていて——山の形というものは、私は木のはえていこうを言うのであります。山林として価値のあるような形になりつつあります。でありますから、いまのうちに早く予防対策を立てておく必要がやはりはないかということなんです。そうしないと、日本の山林資源が事実上はだんだん失なわれつつあるということは何といつても言えることであつて、こういう問題はやはり建設省、林野庁では考えてもらいたい。

それから建設省の諸君に一応聞いておきたいと思われ得ますのは、建築と消防の関係です。千葉の火事なども、窓がなかつたといふのですが、窓のないような家は建築で一体許可しているのですか。その場合に、火災の予防はどのようになるかといふことは考えているのですか。これは消防庁と両方に聞きたいのです。大体家に窓のあることはあ

たりませんであつて、窓がなければならぬということに考えても差しつかえないと思う。窓のないような家は、建築のたてまえからいけば、あるいは一つの体系があるかもしれない。しかし、火災の場合、非常の場合といふことを考えると、学問的には、煙が出たらその煙がどこか上のほうに上がつて逃げられるように、煙の逃げ場所をこしらえておけばいいんだという理屈が立つてもわからないけれども、中でどんな事件が起こるか、どんなことが起こるかかわからない。もし中に人間がたたくさんいてごらんない。外から救い出すことはできない。外に逃げることはできない。きわめて限られた範囲でしか行動できないということをはきわめて不自然であります。この不自然な姿を消防庁のほうもそれでよろしいと言つたのか。建設省もそれを認めたのか。これは一体どうなんでしょう。そういうことが妥当かどうかということなんです。建設省から先にひとつ御答弁を願いたいと思われ得ます。窓のない家を建ててもよろしいのか。中で非常事態が起こつても、決して災害が起こらないといふ保障がされて許されておるのかどうか。

○前川説明員 従来は実は窓のない建物、床面積当たり一定の窓といふものがないものは許されていなかつたわけでございます。例外的にたとえれば映画館とかあるいはフィルム製造工場とか、光が入つたら困るといふようなところ、これは別といたしまして、建築はだめでございませう。それが先ほど申し上げましたように、特に百貨店なんかが一番いい例でございませう、あれはどうしても相当大規模な、いわば四角な建物になる。したがって、実際問題として窓をとるといふことが非常にむずかしい。そういうところがある意味で法律の抜けをねらいながら、形式的には窓をとる。実際上はいろいろな展示場その他でふさいでしまふといふようなことがほとんどなかなか押えにくい。こういうことがございまして、窓がなくともよいのを今度は相当大幅に認めるということとで、自然採光とか窓の関係をある程度までゆるめたわけでございます。

〔小委員長退席、野呂小委員長代理着席〕

そのかわり、窓が一定の面積より足りないものにつきましては、排煙設備を中心いたしましたし、そのほかたとえば消防の進入口、これは消すために入る口、それからいまの非常用の照明でございまして、こういふことについていろいろ手当てをいたしましたのが今回の法律改正でございまして、この点につきましては、実は基準法の法律あるいはそれに基づいていろいろ具体的な基準につきましても、消防のほうも非常なお世話になりました内容をきめた次第でございまして。

○永瀬説明員 窓のないあるいは窓の面積の小さい建物につきましては、消防側としましては、現場活動あるいは避難の問題からいたしまして、確かに好ましくないものでございます。しかしながら、現在の状況を見ますと、先ほど建設省の課長からお話ございましたように、次第に状況がかわつてきておられますと、さらに空調が行なわれまして暖冷房が普及してまいっております。そのため窓というものが外気を入れる形でなくなつて、はめ殺しの形と申しますか、このような形にだんだんなつてまいりまして、現実には窓がありながらもあかない窓という傾向が非常に強くなつてきております。これらのものに対してまだ十分な措置がなされていないうらみはございまして、先ほどお話しございました消防隊の進入口を新たに建築基準法の改正で入れること、それから先ほど申しました窓のない建物について、火災の感知及び自動消火という面での消防用設備の強化、それからさらに現実問題といたしまして、階段を使って避難いたさなければなりませんので、その階段の安全性の確保等の措置を指定いたしておりますので、これらのものを総合いたしますと、多少の不安は残らないわけではございませんが、現状からいたしますと、窓のない建物ができ、またそれに対する対策としてはやむを得ないと申しますか、ほぼ適当に近い対策を講じていると考へております。

○門司小委員 とんでもないことを言う連中です

ね。人間の命が大事か物が大事かということでは、あなた方、消防の施設があるから、たとえば水があるからと言うけれども、地震になると水道はとまりますよ。水が出ませんよ。水が出ないことはしばしばあることである。ほとんど毎日と申すといふほど東京府内でも水道が何時間も断水するといふことがいわれておる。こういう場合でも消火せんだけは確保しているという一応の言いわけはあると思う。しかし、実際問題としては水道がとまる危険性があるのですよ。かりに震災があったとすれば、いつまでも水が出ていないわけじゃない、電気もとまるのですよ。その場合は一体どうするのですか。人間の命を大事にするといふことは、そういうことが配慮されていなければならぬ。万一の場合が配慮されていなければならぬ。消防の職員の入る口があればいい——それは消防の職員は入るかもしれないが、中の人間はどつぱら逃げられるのか。佐藤総理は百年じゅう口のすっぱくなるほど人命尊重、人命尊重と言ふけれども、その佐藤総理のもとにある諸君が人命尊重もはなはだしいですよ。人間の命を守ろうといふことが政治の最大の課題である。それを忘れて、かつこうがいいとか、あるいは窓のあかないようなものがあるとか、あるいはクーラーがあるとか、暖房の設備があるとか——いまだってクーラーが多過ぎて変な病気がはやっていっているといふこともいわれているでしょう。一体どういふわけですか。私は、消防はき然とした、人間の生命と財産を守るのだという立場からすべてを考へるべきだと考へておる。いまの資本主義社会では、物の利益を得るためには人の命はどうでもいいといつたら企業家の諸君はおこるかもしれないが、往々にしてそういう形の觀念の上に仕事はなされておることは否定できないと思う。その場合に、人の命を守ろうとする大きなポイントは消防の仕事だ。今度の場合でも、山火事を守るために消防の職員が十八人死んでいるのです。これらの諸君は職務に殉じているのです。しかもそれはみずからの利益ではない。消防職員が出入りするような穴があ

いてからよろしいのだということになれば、中に入った消防職員が出られなければ、どうするのですか。私はもう少しこの問題は真剣に考へてもらいたい。私は消防がもう少し強くなつてもらいたいと思う。

震災のときに水がとまったらどうするつもりですか。その予防の措置がありますか。電気がとまったらどうするつもりですか。なるほど自家発電があるのだという。そういう場合に電気がとまったら、自家発電でこうやるといふことは、そこらのビルや地下街に行けばそれだけの設備があることはよく知っております。しかし、それが動くかどうかということでは、日本のようにわりあいに地震が多い国、しかもたびたび地震の経験のある国、こういうところの建物というものがそういう危険性のないところにある建物と同じであつていいという理屈はどこにも成り立たぬと私は思う。もし大正十二年くらいの震災があつたらどうなるかということをととき新聞や雑誌でいろいろ書かれておりますが、私でもないとは言えないと思う。その場合に今日の状態を考へてごらんかということがあります。消防車がどれだけの数かということがあります。日本にはまだたくさん架線がありますし、道路標識のようなものがたくさん立っている。ああいうものは倒れると見なければならぬ。消防車がどれだけの数か、この狭い道で一台走れなければ、そのあとのが乗り越えて行くわけにはいかなから、すべての機能が停止したときに一人人間の生命をどう守っていくかということ、少なくとも火災に關係のある消防署としては考へておく必要がありはしないか。

建設省の人と同じことである。先ほどから言われておりますことを聞いていて、きわめて奇怪なことが一つあるのではありません。たとえば建材等についても、こういう建材がよろしいのだというところで、ポスターその他で宣伝しているというところを言っておりますが、広報宣伝機関は国も持っているでしょう。県にも県の広報課があり、

市町村にも市町村の広報課があるでしょう。なぜ役所を使わないのですか。全戸に配布している、店に掲示するとか、ポスターを張りつければいいのと全然違う性格を持っている広報宣伝機関を国は持っているわけでありまして、それをどうして利用できないのかということでは、ほんとうに人間の命を守るというたてまえからすれば、消防活動等については、きつき申し上げましたように、真剣に考へてもらいたい。それは社会の抵抗はあります。たとえばわれわれが、消防の施設の充実のために特別の税として消防施設税を設けよう。そうして火災損害保険会社はもうけ過ぎておるのだからここから少しもらつたらどうか。しかもこれは不特定の人から集めた金が特定の人のもつておるということである。いわゆる火災保険の掛け金はかけ捨てでしよう。生命保険は幾らかけてもその人の財産ですから、たいてい問題は私はないと思う。火災の場合は、かけ捨てになつた不特定多数の人の積み立てたお金、特定の人の利益になるということが一体よろしいかどうかということである。こういうふうな理屈は別にいたしまして、少なくともそういうものは必要ではないかということ考へるのだが、これも損保協会の圧力に屈して言つたほうがいいと私は思うのだが、なかなか実現をしようしい。だとすれば、自治省の中にあるものは——自治省の中にあるわけではあります。消防庁というものは独立したような形を示しております。形をしてと言つて長官はおこるかもしれないけれども、外から見ると、何か一つの形程度にしかなくないかと思ふのだが、独立の役所として、もう少しき然とした態度がこの際必要ではないか。そうしないと、どう考へても、いまままで長い間どう火災がたつきんあつたのだが、火災の一つ一つを分析してみると、あとからああでもない、こうでもないといふことで、そうしてこの場合はやはり言いわけがされておる。長官のほうでも取りつけることは勧告しておつたのだといふ言

けは、あなた方の役所の言いわけとしては成り立つ。しかし、一般にはこういうことはあまり通用しないことなんです。被害を受けた者、死んだような人から考えれば、そのようなことを幾ら言われても、役所の責任のついで、一つの通辞と言っておくかもしれないが、遁辞にひとしいことであって、これはどういわけなんです。もう少しき然とした態度はとれませんか。

今度出ている法律を見てみても、これはあした審議がされるので徹底的にやらなければならぬと思っている一つのことですけれども、こういう危険物をどうしようかと書いてあるところが、現実には、火薬を輸送しているのが、十年くらい前になるかと思いますが、神奈川、横浜であった火薬の爆発事件を中心に、火薬を運ぶのには赤いシートをかけて、だれが見てもこれは火薬とわかってわかるようにしてもらいたい。大体きまっておいたはずですが、今日市中を歩いていて赤いシートをかけた車はほとんど見ない。一切の火薬は運ばれてないのかという、私は必ずしもそうではないと思う。火薬をこしらえている会社から出ている品物は大体火薬と見たほうが私はよらしいと思うのです。こういう役所のその場の場の言いのがれと、その場その場の処置だけで、役所自身がそういう規定を守っていないところの問題がありやしないか。

これ以上私はききようは聞きませぬけれども、一体建設省もどうなんです。ほんとうに真剣にお考えになつていられるなら、どんなに財界の圧力があるうと何があろうと、やはり自分たちの仕事というものの中から、人間の生命を守るという考え方があらずば、私はある程度の大いに強い姿勢が望ましい。建材が人の生命をなくして、そして火災における人命を傷つけておる一つの大きな原因だといふことがわかるならば、そういうことを除去することのために、財界が何と言おうと、だれが何と言おうと、やはりき然とした態度——いまあなたにそんなことを言っても始まらないと思う。

これは建設大臣に言うべきことばだと思っておりますけれども、ひとつ事務当局としてもそのくらしいの気概を持ってもらいたい。そうでなければ、ここでどんなに議論しても、火災からくる被害はなくなるから、どうなんです。最後に聞いておきたいと思えますけれども、そういうことで一体腹をきめてやられるかどうかということなんです。そうしない、どんなにここで協議をしたって、ほんとうに枝葉末節のことであって、実際上の問題の解決にはならぬと私は思うのです。

これは建設大臣に言うべきことばだと思っておりますけれども、ひとつ事務当局としてもそのくらしいの気概を持ってもらいたい。そうでなければ、ここでどんなに議論しても、火災からくる被害はなくなるから、どうなんです。最後に聞いておきたいと思えますけれども、そういうことで一体腹をきめてやられるかどうかということなんです。そうしない、どんなにここで協議をしたって、実際上の問題の解決にはならぬと私は思うのです。

○前川説明員 御趣旨の点は全く同感でございます。実は今回の法律改正も、特に建築物の防災基準につきまして、火災を中心にしたしまして人命の安全ということを中心にしたわけでございませぬ。もちろんこまかい問題としましては、何の事故が起つていられる建物であるから事故を鎮圧しなければならぬ、第三者に迷惑をかけてはならぬとか、いろいろの問題があります。しかし、基本的には人命の安全尊重というふうなことでございまして、極端な言い方でございますが、人が逃げ出したあとだつたら、少しは建築物が焼けてもいいじゃないかというふうな議論までしたわけではございません。これは消防庁と一緒にスタートするとき、最初から意見が一致してやつたようなわけでありませぬ。したがって、今回の改正は、こまかく申し上げるとなかなか時間もたつてございませぬが、実は建築界全体につきましても、従来の建築の設計態度ががらりと変わるといふふうな意味で、相当の問題を巻き起こしておるような状態でございます。しかし、われわれは先生のおっしゃるところに全く同感でございます。結果的には必ずしも行き足りないところがまだあると思えます。しかし、今後ともその方針でぜひやっていきたい、このように考えております。

○降矢政府委員 たいだいま門司先生から御指摘がありましたところでありませぬが、消防庁として、確かに率直に言ひまして、姿勢において十分でない、つまり先生が強くなれとおっしゃられました

が、そういう点は私は痛感しているところでございませぬ。たとえば建築物等の問題にいたしましても、レイアウト自身について、温泉街なんかのけぶちに建つておるといふような場合の避難というものをどういふふうな事前に考えるか。そういう意味では、人命を守るという点から、消防としてもレイアウトの段階からタッチしなければならぬという考え方を強く持つておるところでございます。そういう意味合いにおきまして、ただいま御指摘がありましたような点を十分戒心いたしまして、こういう問題に対処していきたいという考え方を申し上げておきます。

○門司小委員 時間も来ましたが、これだけは念を押しておきたいと思つたのですが、消防施設が十分であるというところはだれも知つておる。みな認めておる。それを十分によくしようとするなら、やはり財源の問題が非常に大きな問題だ。だから、ひとつ委員長に頼んでおきたいと思つたのだが、この次の委員会には大蔵省にぜひ来てもらいたい。そしてやはり消防が要求する予算というふうなものについて、あまり弁解を加えてもらいたくないということを考える必要がありはしないか。

もう一つは、これは長い間の懸案といえは懸案にはなつておりますが、先ほどの消防の充実のために、特別の目的税を設けること、がいかか悪いか。私どもはこれは設けなければならぬと考へておるし、自治省もかつては二回くらいは立案したと私は聞いておるところである。そして消防自身ももう少し何か昔の火消し——ことに観念の上からいへば、これは昔は火消し人足といつておつたのですから、人足といふことがどういふことばの意味を持つておるかといふことは、大体考えればわかるのですが、非常に大事な仕事をしておる者に対して、そういうことばを使つておつた時代があるものであります。そういう観点から考へると、この辺でも消防に関する観念といふものを

変える必要がある。消防こそ最も大きな、平和の時代における生命と財産を守るものは消防である

ということがある。人殺しの大きなものは戦争であります。その戦争をなくする。戦争がなくなつた次の段階における人間の生命と財産を守るといふことは、やはり消防の施設であるといふことが私は言えようかと思つた。なるほど人が人を殺す刑事的殺人事件といふものはある。しかし、これは人が人を殺すといふことである。これらの問題は別の問題である。一つの制度の中で、ほんとうに平和なときに、最も人間の生命と財産を守る一つの役所といふものは消防以外にはないものである。したがって、世の中が平和にだんだん移行して

いこうとする中で、その中にはもう戦争なんといふものは頭の中に置かない。その次に人命尊重の機関といふものは消防以外にはない。私は自治体はそういう概念を切りかえる時期だと思つておるのです。そうすると、消防の価値といふもの、消防の存在意義といふものが、どういふものであるかといふことがだんだん出てきはしないか。ことに日本のように地震のある国と考へられているところ、それからいま建物としてもきわめて可燃焼的の建築物の多いといふところ、このわが国の今日の現状を見れば、何といつても今後の一つの大きな問題は消防の充実である。そのことが国民全体が安心して住める社会をこしらえる一つの大きな考へ方だ。こういう大きなことを言つたようにすけれども、私はそう考へる必要があるのじやないかと思つたのです。だから、消防庁においてもやはりそういうことをひとつ考へてもらいたい。

それから、くどういふふうでありますか、さつき申し上げましたような財源をどうするかといふこと等についても、私はお互いに真剣に相談をする必要があると思つた。だから、そういう意味で、ひとつ委員長にお願いをしておきたいと思つたことは、次の委員会にぜひ大蔵省の諸君に来ていただきたい。そして、財源の問題等についてもこの法律を通すまでの間において大蔵省の意見といふものをやはり十分われわれは聞きたく必要——必要といふよりも、これまた義務だと言へばおこられるかもしれませんが、当然の私どもの責務として

ということがある。人殺しの大きなものは戦争であります。その戦争をなくする。戦争がなくなつた次の段階における人間の生命と財産を守るといふことは、やはり消防の施設であるといふことが私は言えようかと思つた。なるほど人が人を殺す刑事的殺人事件といふものはある。しかし、これは人が人を殺すといふことである。これらの問題は別の問題である。一つの制度の中で、ほんとうに平和なときに、最も人間の生命と財産を守る一つの役所といふものは消防以外にはないものである。したがって、世の中が平和にだんだん移行して

いこうとする中で、その中にはもう戦争なんといふものは頭の中に置かない。その次に人命尊重の機関といふものは消防以外にはない。私は自治体はそういう概念を切りかえる時期だと思つておるのです。そうすると、消防の価値といふもの、消防の存在意義といふものが、どういふものであるかといふことがだんだん出てきはしないか。ことに日本のように地震のある国と考へられているところ、それからいま建物としてもきわめて可燃焼的の建築物の多いといふところ、このわが国の今日の現状を見れば、何といつても今後の一つの大きな問題は消防の充実である。そのことが国民全体が安心して住める社会をこしらえる一つの大きな考へ方だ。こういう大きなことを言つたようにすけれども、私はそう考へる必要があるのじやないかと思つたのです。だから、消防庁においてもやはりそういうことをひとつ考へてもらいたい。

てそこれまで話をしておきたいと思ひますので、ぜひひとつ大蔵省の、大臣が出てくれれば一番いいのでありますけれども担当の少なくとも主計局の次長くらいまでは出てきてもらうように要請をいたしまして、私の質問をきよは終わります。

○野田小委員長代理 この際、小委員長から申し上げますが、本小委員会は、二月十八日第一回の小委員会を開会いたしました以来、本日まで三回開きました。その間、消防庁から、昭和四十五年申及び本年における火災の概況、消防費の現況とその仕組み、消防法改正案についての参議院における質疑事項、その他消防行政の当面する諸問題等について説明を聴取し、また門司委員からは、明治中期における民間火災保険会社の消防組織等についての貴重な資料の御提出とその説明を拝聴するとともに、広範多岐にわたって熱心に調査を進めたのであります。調査の過程において論議されましたおもな事項を申し述べますと、次のとおりであります。

その一は、消防体制の常備化と広域化に関し、常備消防の今後の展望、広域市町村圏における広域消防の現況、府県における消防のあり方等についてであります。

その二は、消防団員の確保と処遇に関し、消防団員確保のための対策、過疎地域等における消防力の実態とその対策、特に学校火災に対処するための学校消防の訓練の推進、婦人消防隊員に対する出動手当及び公務災害補償の適用問題、消防団の装備の近代化の必要性、近代消防に対する意識向上のための指導、消防報償制度及び生存者叙勲制度のあり方等についてであります。

その三は、消防施設の整備強化に関し、消防ポンプ自動車等の普通消防施設、化学車、はしご車等の科学消防施設の拡充強化、特に地域的特性に応じた整備強化の必要性、家用自動車に対する消火器の設置及び消火器の使用方法の検討等についてであります。

その四は、特殊災害及び非常災害に関し、危険物施設の激増、石油コンビナート地帯の発達、高

層建築物、地下街の増加等に伴う特殊災害に対処するための科学消防力の増強はもとより、新建材についての規制、避難施設等防災体制の整備について、また林野火災の増加に対処するため、出火防止、消火活動に必要な施設器材の整備、消火技術の研究開発等の対策について、さらに港湾における防災体制の再検討、大震災等の非常災害に備えての防火帯、水利施設、避難路等の計画的整備対策、消火器設置についての国の財政措置のあり方、パイプラインの耐震対策等についてであります。

その五は、救急業務の拡充強化に関し、市町村の救急体制の早急な確立、救急医療機関の整備と地域的不均衡是正、列車による人身事故に際しての救急搬送についての指導等についてであります。

その六は、消防財源の充実に関し、社会経済の要請にこたえて市町村消防力の増強をはかるため、消防力の基準の改定に対応しての消防財源のあり方、地方交付税の基準財政需要額の積算基礎の再検討、国庫補助基本額のあり方及びその引き上げ、消防関係起債のあり方、損保債の利率の引き下げ等のほか、特に消防施設の整備、消防関係起債について、損害保険会社等に依存している現況についての適否、消防施設整備のための損害保険会社に対する目的税創設の検討等についてであります。

以上が現在まで行なわれましたおもな論議事項であります。

本小委員会といたしましては、今後引き続き消防の諸問題検討のため、閉会中においても本小委員会を設置し、その調査を進めたいと思ひますので、さよう御了承願ひます。

本日は、これにて散会いたします。
午後零時五十六分散会

昭和四十六年六月三日印刷

昭和四十六年六月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

H